

企业信息公示制度初见雏形，对企业有利有弊

10 月 01 日起实施的《企业信息公示暂行条例》及相关配套制度所建立的企业信息公示制度，被认为是中国转变政府职能、转变政府监管方式（由事前审批为主向事中、事后监管为主转变）、建立中国社会信用体系的重要举措。本文将简要介绍企业信息公示制度的主要内容和对企业的影响等。

中国国务院于 2014 年 02 月 07 日发布了《注册资本登记制度改革方案》，明确提出了改革市场主体监管制度（“企业年度检验制度”改为“企业年度报告公示制度”）等改革内容。根据该改革内容，2014 年 08 月 23 日国务院发布了《[企业信息公示暂行条例](#)》，此后，中国国家工商总局陆续出台了《[企业公示信息抽查暂行办法](#)》、《[企业经营异常名录管理暂行办法](#)》、《[工商行政管理行政处罚信息公示暂行规定](#)》等配套规定。《企业信息公示暂行条例》与相关配套制度均已于 2014 年 10 月 01 日起实施，这些法令共同构建了企业信息公示制度（以下简称“公示制度”）。

一、公示制度的主要内容

公示制度大致可以从“对企业”和“对政府部门”两方面进行解读。

（一）“对企业”而言，公示制度主要包括“企业年度报告公示制度”和“企业信息即时公示制度”等。其中：

1. “企业年度报告公示制度”：
“企业年度报告公示制度”替代了此前实施的“工商企业年度检验制度”（通常称为“工商年检”，不含商务部门、税务部门、财政部门、统计部门、外汇部门的年检，下同），明确企业年度报告的报送期间、公示程序和公示载体，并把年度报告内容限定为能够直接反映企业经营状况的基本信息，而对于企业资产总额、主营业务收入、利润总额等信息，由企业自主选择是否公示。
2. “企业信息即时公示制度”：
“企业信息即时公示制度”规定企业应当自信息形成之日起 20 个工作日内，通过企业信用信息公示系统（以下简称“公示系统”）向社会公示股东（或者股份有限公司发起人）认缴和实缴的出资额、出资时

全体像が見えてきた企業情報公示制度が企業に与える影響

10 月 1 日から施行されている「企業情報公示暫定条例」および関連付帯制度により確立された企業情報公示制度は、中国の政府職能の転換、政府監督管理方式の転換（事前の審査許可を主としたものから、過程、事後の監督管理を主としたものへの転換）、中国社会信用体系を確立するための重要な措置と考えられている。本文では企業情報公示制度の主な内容と企業に与える影響などについて簡潔に紹介する。

中国国务院が 2014 年 2 月 7 日に公布した「登録資本登記制度改革方案」では、市场主体監督管理制度改革（「企業年度検査制度」から「企業年度報告公示制度」への移行）などの改革内容を明確に提起している。本改革内容に基づいて、2014 年 8 月 23 日に国务院は「[企業情報公示暫定条例](#)」を公布し、その後、中国国家工商総局が「[企业公示情報抜取検査暫定弁法](#)」、「[企業経営異常名簿管理暫定弁法](#)」、「[工商行政管理行政处罚情報公示暫定規定](#)」などの付帯規定を次々と公布しており、「企業情報公示暫定条例」と関連付帯制度はいずれも 2014 年 10 月 1 日から施行され、これらの法令は共に企業情報公示制度（以下「公示制度」という）を構築することとなった。

一、公示制度の主な内容

公示制度は、大きく分けて「企業に対するもの」と「政府部門に対するもの」の二つの面から理解することができる。

（一）「企業に対するもの」について言えば、公示制度は主に「企業年度報告公示制度」と「企業情報即時公示制度」などが含まれ、以下のとおりである。

1. 「企業年度報告公示制度」
「企業年度報告公示制度」はこれまで実施されていた「工商企業年度検査制度」（通常「工商年度検査」と呼ばれ、商務部門、税務部門、財政部門、統計部門、外貨部門の年度検査は含まず、以下同じ）に代わるものであり、企業年度報告の申告期間、公示手順および公示媒体を明確にした上、年度報告内容を企業の経営状況を直接反映できる基本情報に限定し、企業の資産総額、主要営業収入、利益総額などの情報については、企業が公示の要否を自主選択する。
2. 「企業情報即時公示制度」
「企業情報即時公示制度」では、企業は情報が形成された日から 20 業務日以内に、企業信用信息公示システム（以下「公示システム」という）を通じて、株主（または株式会社の発起人）の引受けおよび払込み出資額、出資時期、出

间、出资方式等信息，有限责任公司股东股权转让等股权变更信息，行政许可取得、变更、延续信息，知识产权出质登记信息，受到行政处罚信息以及其他依法应当公示的信息。

如果企业未能履行“企业年度报告公示制度”和“企业信息即时公示制度”规定的相关义务，则将面临相关约束措施，具体请参见以下“建立‘约束措施’”的内容。

(二)“对政府部门”而言，公示制度主要包括“政府部门的公示义务”、建立“约束措施”和建立“抽查和举报制度”等。其中：

1. 政府部门的公示义务：
明确要求工商部门公示其在履行职责过程中产生的企业注册登记、备案，动产抵押登记，股权出质登记，行政处罚以及其他依法应当公示的信息；明确要求其他政府部门公示其在履行职责过程中产生的行政许可准予、变更、延续，行政处罚以及其他依法应当公示的信息。
2. 建立“约束措施”：
约束措施主要包括以下三方面：
 - 1) 建立经营异常名录制度。企业未履行公示义务的（包括未在规定的期限公示年度报告；未按照工商部门责令的期限公示有关企业信息；公示企业信息隐瞒真实情况、弄虚作假的；通过登记的住所或者经营场所无法联系的），由工商部门列入经营异常名录，通过公示系统向社会公示，并区别情况承担相应的法律责任。
当然，被列入经营异常名录的企业自列入之日起3年内履行公示义务的，可以向工商部门申请移出经营异常名录。
 - 2) 建立严重违法企业名单制度。对被列入经营异常名录满3年仍未履行公示义务的企业，由工商部门列入严重违法企业名单，并通过公示系统向社会公示。被列入严重违法企业名单的企业的法定代表人、负责人，3年内不得担任其他企业的法定代表人、负责人。
 - 3) 建立部门联动响应机制。规定地方政府及其有关部门建立健全信用约束机制，在政府采购、工程招投标、国有土地出让、授予荣誉称号等工作中，将企业信息作为重要考量因素，

资方法などの情報、有限責任会社の株主持分譲渡などの持分変更情報、行政許可取得、変更、延長情報、知的財産権質権設定登記情報、受けた行政処罰の情報およびその他の法に従って公示しなければならない情報を社会に向け公示しなければならないと定めている。

企業が「企業年度報告公示制度」および「企業情報即時公示制度」の定める関連義務を履行できなかった場合、関連拘束措置に直面するが、具体的な内容については後述の「『拘束措置』の確立」の内容を参照のこと。

(二)「政府部門に対するもの」について言えば、公示制度は主に「政府部門の公示義務」、「拘束措置」の確立および「抜取検査と通報制度」の構築などを含む。それは以下のとおりである。

1. 政府部門の公示義務
工商部門に対しては、その職責履行過程において生じた企業登録登記、届出、動産抵当登記、持分質権設定登記、行政処罰およびその他の法に従って公示すべき情報を公示するよう明確に求めている。その他の政府部門に対しては、その職責履行過程において生じた行政許可、変更、延長、行政処罰およびその他の法に従って公示すべき情報を公示するよう明確に求めている。
2. 「拘束措置」の確立
拘束措置には主に以下の三つの面が含まれる。
 - 1) 経営異常名簿制度の構築。企業が公示義務を履行しなかった場合（所定の期限までに年度報告を公示しない場合、工商部門が命じた期限までに関連企業情報を公示しない場合、公示した企業情報に事実隠蔽、虚偽がある場合、登記された住所または経営場所を通じて連絡が取れない場合が含まれる）、工商部門が経営異常名簿に記載し、公示システムを通じて社会に向け公示した上、状況に応じて相応の法的責任を負わせる。
なお、経営異常名簿に記載された企業は、記載された日から3年以内に公示義務を履行した場合、工商部門に対し経営異常名簿からの削除を申請することができる。
 - 2) 重大法律違反企業名簿制度の構築。経営異常名簿に記載され3年が経過しても依然として公示義務を履行しない企業については、工商部門が重大法律違反企業名簿に記載し、公示システムを通じて社会に向け公示する。重大法律違反企業名簿に記載された企業の法定代表者、責任者は、3年の間、その他の企業の法定代表者、責任者に就任してはならない。
 - 3) 部門連動呼応体制の構築。地方政府およびその関係部門は整備された信用拘束体制を構築し、政府調達、工事入札募集、国有地払下げ、荣誉称号の授与などの作業において、企業情報を重要な考慮

对被列入经营异常名录或者严重违法企业名单的企业依法予以限制或者禁入。

3. 建立“抽查和举报制度”:
- 1) 建立抽查制度: 规定工商部门应当根据企业注册号等随机摇号, 抽取辖区内不少于 3% 的企业, 确定抽查名单, 并组织对企业公示信息的情况进行检查。
 - 2) 建立举报制度: 规定任意社会主体发现企业公示的信息虚假, 均可以向工商部门举报, 接到举报的工商部门应当自接到举报材料之日起 20 个工作日内进行核查, 予以处理, 并将处理情况书面告知举报人。

二、对企业的影响等

公示制度对企业的影响, 有利有弊:

“利”的方面主要包括:

1. 对于企业而言, 按照“企业年度报告公示制度”进行操作, 与按照“企业年度检验制度”进行操作相比, 能够享受一定的便利和自主权利等, 对于相关差异, 我们制表分析如下:

差异	企业年度检验制度	企业年度报告公示制度
提交文件不同	通常需提交企业年度资产负债表和损益表及年度审计报告	企业资产总额、主营业务收入、利润总额等信息, 由企业自主选择是否公示
工商部门角色不同	工商部门对申报材料进行真实性审查	工商部门不审查公示内容真实性, 仅监督企业是否按时公示(抽查除外), 更多依赖企业的自觉和社会监督举报
完成方式不同	网上申报后, 到工商部门现场提交材料, 政府部门审核后完成	直接通过公示系统完成网上报送及公示
法律责任不同	企业未按照规定年检或申报材料虚假, 将受到行政处罚(罚	企业未按照规定完成年度报告报送公示或公示信息虚假, 将被列入经营

要素とし、経営異常名簿または重大法律違反企業名簿に記載された企業については法に従って参加制限または参加禁止とすることを定めた。

3. 「抜取検査と通報制度」の構築
- 1) 抜取検査制度の構築: 工商部門は企業登録番号などに基づき無作為に番号を選び、管轄区内の 3% を下回らない企業を選んで、抜取検査名簿を確定した上、企業の情報公示状況について検査を行うことを定めた。
 - 2) 通報制度の構築: いずれの社会主体も企業が公示した情報に虚偽の存在を発見した場合、工商部門に対し通報することができ、通報を受けた工商部門は通報資料を受領した日から 20 業務日以内に検査を行い、処理した上、処理状況を書面にて通報者に告知しなければならないと定めた。

二、企業に与える影響など

公示制度が企業に与える影響、その利点欠点。

「有利」な点としては主に以下のとおりである。

1. 企業について言えば、「企業年度報告公示制度」に基づく処理は、「企業年度検査制度」に基づく処理と比べ、一定の利便と自主権などを享受することができる。その相違について、当所は以下のとおり表にまとめて分析した。

相違	企業年度検査制度	企業年度報告公示制度
提出書類の相違	通常は企業年度貸借対照表、損益計算書および年度監査報告書を提出しなければならない。	企業資産総額、主要業務収入、利益総額などの情報は、企業が公示の可否を自主選択する。
工商部門の役割の相違	工商部門は申告資料に対し真実性の審査を行う。	工商部門は公示内容の真実性を審査せず、企業が期日どおりに公示を実施したかについて監督するのみで(抜取検査は除く)、より多くを企業の自覚と社会の監督通報に委ねている。
完了方式の相違	オンライン申告の後、工商部門に赴いて資料を手渡しし、政府部門の審査後に完了する。	直接公示システムを通じてオンライン申告および公示を完了する。
法的責任の相違	企業が規定に従った年度検査を行わず、または申告資料に虚偽があった場合、行	企業が規定に従った年度報告申告公示を行わず、または公示情報に虚偽があった場合、経営異

	款,直至吊销营业执照)	异常名录和甚至严重违法企业名单,受到相关约束。 ——如果违反其他法令,仍可能受到行政处罚等。
公示范围不同	所有年检申报材料通常不对外公示,仅公安部门、检察院、法院、国家安全部门及律师等特定部门及人员可对企业信息进行查阅	企业年度报告内容通过公示系统公示(企业自主选择不开的除外)

	政处罚(过料、更には営業許可証の取上げまで)。	常名簿、更には重大法律違反企業名簿に記載され、かかる拘束を受ける。 ——その他の法令に違反した場合には、依然として行政处罚などを受ける恐れがある。
公示範囲の相違	いずれの年度検査申告資料も、通常、外部に公示されず、公安部门、检察院、裁判所、国家安全部門および弁護士などの特定部門ならびに人員のみが企業情報を調査することができる。	企業年度報告の内容は公示システムを通じて公示される(企業が非公開を自主選択した場合は除く)。

2. 对市场交易而言:企业可以通过公示系统,便利、及时和准确地获知交易对方的主体情况(包括变更情况)、资质、经营情况(如果交易对方选择公开)、处罚情况等信息。
——当然,考虑到公示制度刚刚实施,2014年度的企业年度报告基本要等到2015年01月01日至06月30日才会陆续在公示系统中公示,公示信息可能有虚假成分等因素,对于企业的重大交易或寻找交易对象等情形,谨慎起见,仍然建议对交易对方进行企业资信调查或尽职调查(通过律师、会计师等)。

2. 市場取引について言えば、企業は公示システムを通じて、利便良く、遅滞なく、正確に取引相手の主体状況(変更状況を含む)、資格、経営状況(取引相手が公開を選択している場合)、処罰状況などの情報を知ることができる。
——なお、公示制度は実施されたばかりであること、2014年度の企業年度報告は基本的に2015年1月1日から6月30日の期間になって初めて公示システム上で次々と公示されること、公示情報には虚偽の内容が含まれる可能性があることなどの要素を考慮すれば、企業が重要な取引を行う、または取引先を選定するなどの状況においては、慎重を期すとの観点から、やはり取引相手に対し企業信用調査またはDD調査を行うことが望ましい(弁護士、会計士などを通じて行う)。

“弊”の方面主要包括:

- 公示制度一定程度上增加了企业的义务,即在企业相关信息发生变更后(通常是完成工商部门手续后),还需要自行及时(20个工作日内)通过公示系统进行公示,否则将被工商部门责令公示,如果在责令的期限内仍不公示,则可能面临被列入经营者异常名录的风险。
——对此,建议引起公司管理部门的重视。
- 由于公示制度更多地依赖企业自身的信用,不排除个别不守信用的企业公布虚假信息,进而影响交易对方作出正确的商业判断,最终导致个别情况下的不公平竞争或者影响交易安全。
- 政府部门按照公示制度公布的企业动产抵押登记、股权出质登记、行政处罚等信

「不利」な点としては主に以下のとおりである。

- 公示制度はある程度において企業の義務を加重するものであり、企業の関連情報に変更が生じた後(通常では工商部門の手続きの完了後)は、自ら遅滞なく(20業務日以内)公示システムを通じて公示しなければならず、さもなければ、工商部門から公示を命じられ、命じられた期限内に依然として公示を行わなければ、経営異常名簿に記載されるリスクに直面するものと思われる。
——これについては、会社管理部門の注意を喚起することが望ましい。
- 公示制度がより多くを企業自身の信用に委ねていることから、信用を顧みない個別企業が虚偽の情報を公開し、この結果、取引相手の正確な商業判断に影響を及ぼし、場合によっては最終的に不当競争を生み、または取引の安全に影響を及ぼすことを排除できない。
- 政府部門が公示制度に基づいて公表した企業動産抵当権設定登記、持分質権設定登記、

息，可能使一些对企业不利的信息，更易被交易对方所知晓。（行政处罚信息自公示之日起届满 5 年的，记录于企业信用信息公示系统，但不再公示。）

综上，考虑到公示制度刚刚实施，具体实施情况如何，实务中可能产生哪些问题，目前均无法判断，对此，我们后续也会持续关注。当然，从律师的角度而言，希望公示制度能够顺利实施，为建立中国社会信用体系提供帮助。

（里兆律师事务所 2014 年 10 月 31 日编写）

行政処罰などの情報が、一連の企業に不利な情報を、取引相手により容易に把握させることになるとされる。（行政処罰情報は公示の日から 5 年が経過した時点で、企業信用情報公示システムには記録されるが、以後公示されることはない。）

以上をまとめると、公示制度の実施は始まったばかりであるため、具体的な実施状況、実務において生じる可能性のある問題については、いずれも現時点で判断することは困難である。これらについては、当所も継続的に注意していく。なお、弁護士としては、公示制度が支障なく実施され、中国の社会信用体系構築の助けとなることが望ましい。

（里兆法律事務所が 2014 年 10 月 31 日付で作成）